

コーポレート・ガバナンス報告書

2022年1月20日

株式会社アンサーホールディングス

証券コード：2994

代表取締役社長 三谷 俊介

問合せ先： 常務取締役総務部長 前田 啓美

電話番号：092-402-4702

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性の向上とコンプライアンスを重視した経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。

また、当社グループは、経営責任を明確にする組織体制の構築と経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三谷 俊介	686,000	98.00
石原 孝七郎	7,000	1.00
前田 啓美	7,000	1.00

支配株主名	三谷 俊介
-------	-------

親会社名	該当事項はありません。
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

また、関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要としており、このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任しております。
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉行 亮二	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉行 亮二	—	—	会社経営での目線で、当社の経営全般に関して独立した立場からの確な助言、厳しいご指摘をいただけるものと考え、社外取締役として選任しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置しておりません。
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査法人及び内部監査部門は、定期的に三様監査の会合を開催し、監査計画や監査結果について情報交換を行い、連携を深めることで効率的な監査を実施するように努めております。
--

社外監査役の選任状況	選任しております。
------------	-----------

社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
相浦 圭太	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立性役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相浦 圭太	—	—	税理士の資格と長年の経営経験による豊かな見識を持っており、専門的見地から取締役の業務執行に係る適正な意思決定を行うために社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
その他独立役員に関する事項	
該当事項はありません。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施しておりません。
該当項目に関する補足説明	
該当事項はありません。	

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしておりません。
該当項目に関する補足説明	
報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。	
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	該当事項はありません。
報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
取締役及び監査役の報酬等の額の決定につきましては、2019年12月20日開催の当社第4期定時株主総会でその総額を決議しております。取締役の報酬の決定は代表取締役社長に一任しております。	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートについては、取締役会をはじめとする重要会議の資料の配布にあたっては、十分に検討する時間的余裕が確保できるように早期の配布に努めております。また必要に応じて事前に説明会等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、透明性と公正性の高い経営を確立するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、取締役会規程に基づき、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、ならびに重要な業務に関する事項の審議・決定を行っております。なお、取締役会は、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、経営に関する牽制機能を果たすべく、監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を陳述するなど、適正な監視に努めております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名の監査役で構成されております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、独立した内部監査部門を設置しており、代表取締役から任命された内部監査人が内部監査を実施しております。内部監査人は内部監査規程に基づき、社内諸規程や法令等の遵守状況の確認、効率性・安全性等に関する指摘・勧告等を行っております。

年間の内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は直接代表取締役に文書で報告されております。被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、監査後は改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を保っております。

(4) 会計監査

当社は清友監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2021年6月期において監査を執行した公認会計士は、市田知史氏、三牧潔氏の2名であり、いずれも継続監査年数は1年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名その他1名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、当社グループの事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社グループにとって最適であると考えているためです。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR ページを設置し、TDnet に掲載された開示情報、決算情報、発行者情報等を掲載致します。
IR に関する部署(担当者)の設置	総務部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の当社を取り巻く全てのステークホルダーの状況を鑑み、検討してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社グループの企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（１）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、正当な企業価値を守るために「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、当社グループの全役員及び従業員に、反社会的勢力との関係は一切持たないことを周知徹底しております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

（２）反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」及び「暴力団等反社会勢力からの不当要求に対する対応マニュアル」を制定することにより、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

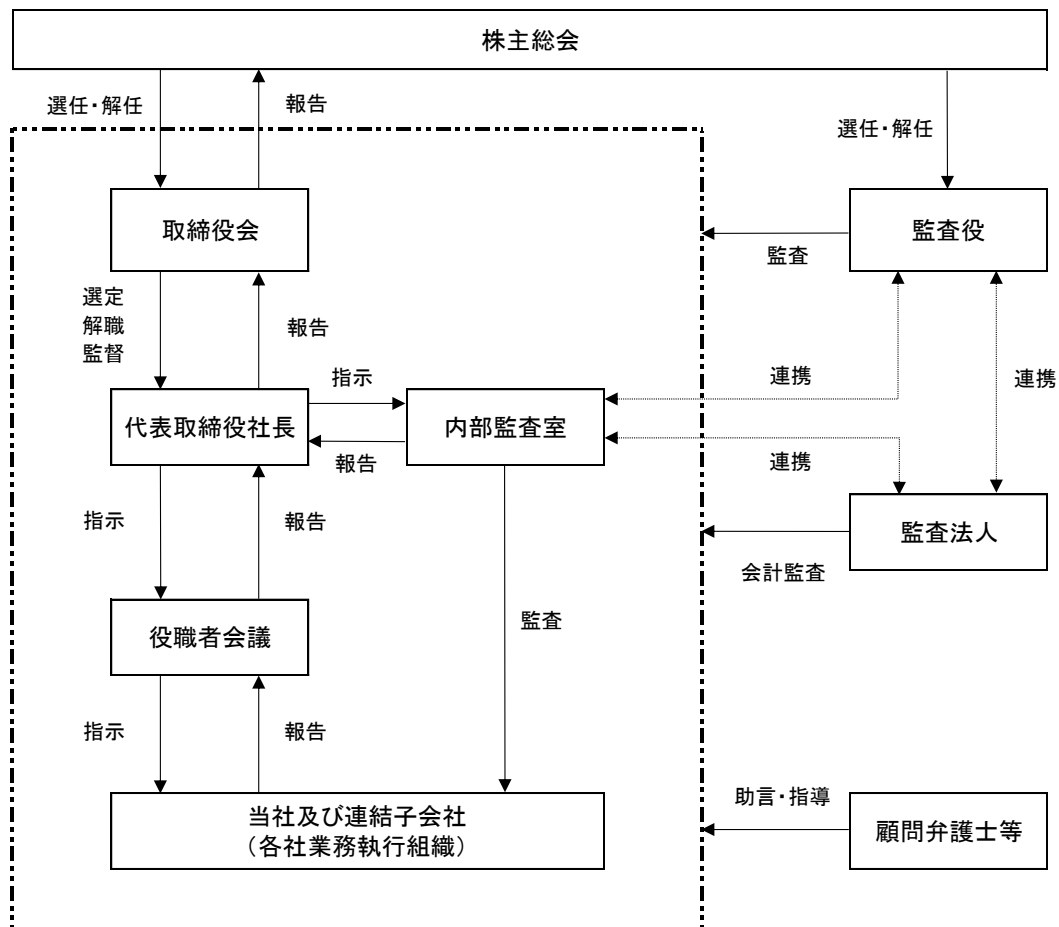
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

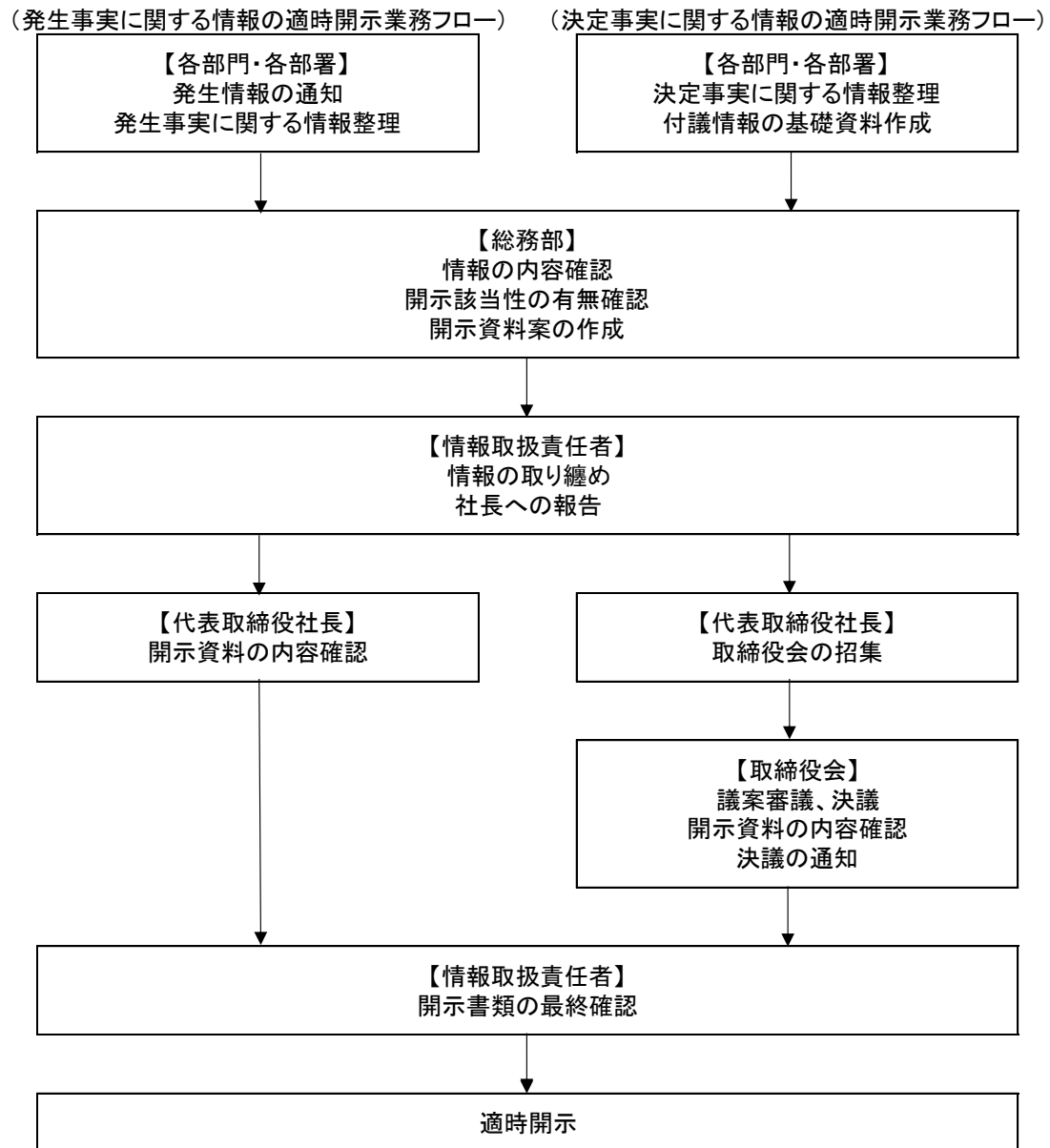
買収防衛策導入	導入しておりません。
---------	------------

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上